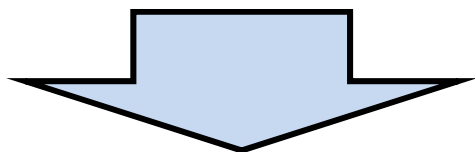


共通して取り組むべき事項について

社会福祉法の改正により盛り込むべき事項が追加（平成29年5月成立）

↩ ※今回、法改正に伴い、新たに追加された事項

- ① **地域における福祉に関し、共通して取り組むべき事項**
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項



これらを踏まえなければ、法上の地域福祉計画として認められない。

※平成29年12月厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より抜粋

長久手市における
地域における福祉に関し、
「共通して取り組むべき事項」

各分野が連携して行うことにより、事業の効果や
支援が一層高めることができるもの

例：

- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 各課等に関係して支援が必要な人への体制（生活困窮・防災など）
- 虐待への統一的な対応や、養護者又は保護者への支援の在り方
- 制度の狭間の課題への対応（ひきこもり、サービス拒否など）

共通して取り組むべき事項(案)

	具体的な取り組むべき事項	課題・現状	参考元
1	<p>支援(相談)が必要な人への各課の連携</p> <p>概要説明: 支援(相談)が必要な人に対し、各事業の情報共有及び連携を図り、効果的な支援を行うもの。</p>	<p>・相談の窓口は、内容や状態によって各種に分かれているが、複合的な課題に対応するため、世帯全体を支える包括的な支援体制が必要。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・サロン訪問調査 ・第1次計画評価・検証 ・第2次策定委員会 ・ガイドライン</p>
2	<p>福祉サービスの適切な利用の推進</p> <p>概要説明: 年齢や要件により、制度の狭間になりうる福祉サービスの利用者に対し、切れ目なく、利用者の生活に寄り添った支援が提供できるよう検討するもの。</p>	<p>・福祉サービスの利用者の中には、年齢や要件により制度の狭間になりうる利用者があるため、切れ目のない支援が提供できるような体制の整理・検討をしていくことが必要。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・第1次計画評価・検証</p>
3	<p>困っている人へのアウトリーチ</p> <p>概要説明: 困りごとや悩みを抱えている人に対して、どのようにアウトリーチしていけば良いのかなど、手法や連携方法を検討するもの。</p>	<p>・民生委員・児童委員による訪問、障がいのある人への訪問事業、まちの保健室、CSWの相談事業など、アウトリーチを進めているが、訪問先の選定など共通認識を持ち、重複や漏れをなくすことが必要。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・総合計画 ・サロン訪問調査 ・第2次策定委員会 ・ガイドライン</p>
4	<p>災害等における自力での避難が困難と思われる人への支援</p> <p>概要説明: 災害時等において、自力での避難が困難な住民に対しての支援の在り方を検討するもの。</p>	<p>・「災害時に誰を支援すれば良いか分からない。」「色々な課で色々な情報を持っているが共有できていない。」「自主防災組織や民生委員・児童委員との連携による避難体制の充実、医療機関との連携による救護体制の充実」などの大規模災害に備えた検討が必要。 ・平時からご近所がつながり、顔の見える関係をつくることで災害発生時には地域での支援が円滑に行われる関係づくりが必要。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・第2次策定委員会 ・ガイドライン</p>
5	<p>市民による早期発見の仕組みづくり</p> <p>概要説明: 悩み等が深刻化する前に早期に発見できるような「気づき」がある地域となるような仕組みや専門家につなげられる体制の検討するもの。</p>	<p>・「いつもと状態が違う」、「元気がない」などの「気づき」は、普段から接している人でないと分からないため、地域で悩みごとがある人に対して、状態が深刻化する前に早期に発見できるような仕組みや専門家につなげられるような体制づくりが必要。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・サロン訪問調査 ・第1次計画評価・検証 ・ガイドライン</p>
6	<p>地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用及びつながりのきっかけづくり</p> <p>概要説明: ①住民が集うための場所を検討するもの。 ②住民がつながるための事業を検討するもの。 ③住民が自身の自宅や駐車場等を提供できる方策を検討するもの。</p>	<p>・集会所、地域共生ステーションなどをはじめとした、地域の住民が集える場があるが、今後一層の行ってみたくなる場の整備が必要なこと。 ・ハード面のみならずソフト面においても行ってみたくなる場の情報共有、検討、実践が必要。 ・自宅や駐車場を提供したいが進め方が分からない等に対し、一緒に考え、進めていくことが必要。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・サロン訪問調査 ・第2次策定委員会 ・ガイドライン</p>
7	<p>福祉に係る学習会・制度のPR</p> <p>概要説明: ①多岐にわたる福祉の制度において、職員・市民がともに知識を向上できる機会を検討するもの。 ②住民に対し、地域福祉活動への関心を高めてもらう機会を検討するもの。</p>	<p>・福祉制度や本市独自の制度は様々なものがあるが、広報周知が十分に行き届いていないものもある。 ・より多くの人に地域福祉活動への関心を高めてもらう必要がある。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・サロン訪問調査 ・第1次計画評価・検証 ・第2次策定委員会</p>
8	<p>移動支援</p> <p>概要説明: ①移動困難者の支援について、各事業の情報共有及び連携を図り、効果的な支援を検討するもの。 ②高齢ドライバーへの安全教室、免許返納のきっかけづくりを検討するもの。</p>	<p>・移動を支援する事業は、様々な部署が実施しているため、各課の事業内容を共有し、よりきめ細やかに必要としている人に行き届く制度を検討。 ・車に頼らないように若いうちから歩く習慣の意識付けが必要。 ・事故を起こさないように、運転する者への安全教室、運転技術の測定が必要。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・サロン訪問調査 ・第2次策定委員会</p>
9	<p>成年後見制度の普及啓発及び理解促進等</p> <p>概要説明: 本市における権利擁護の利用・支援方法・在り方を検討するもの。</p>	<p>・権利擁護を進め、必要な人に必要な支援ができる体制を整えていく必要がある。</p>	<p>・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・ながふくプラン ・第2次策定委員会 ・ガイドライン</p>

共通して取り組むべき事項(案)

	具体的な取り組むべき事項	課題・現状	参考元
10	<p>農との連携</p> <p>概要説明: 農とそれ以外の人、団体、制度などが連携し、相乗的な効果を発揮できるように検討するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の就労機会の確保が必要。 ・農業後継者の不足、一定の遊休農地の存在、農地の減少について対応するため、農業と福祉を連携していく事業を展開しているが、今後、より協働を深化させ、相乗的に効果を発揮していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトチーム ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・第1次計画評価・検証 ・第2次策定委員会 ・ガイドライン
11	<p>生活困窮者への支援</p> <p>概要説明: 様々な要因により生活に困窮している住民に対し、効果的な支援の方法を検討するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮は様々な要因が関係しており、複合化した課題を有する者にも対応できるような職員のスキルアップや、相談支援体制の在り方の検討、直ちに一般就労が困難な人への中間的就労支援など、幅広い協働が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・総合計画 ・第2次策定委員会 ・ガイドライン
12	<p>虐待の統一的な対応</p> <p>概要説明: ①虐待に対する統一的な対応を検討するもの。 ②家庭内で抱えている課題に着目し、効果的な予防策の在り方を検討するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待は初動が大切であり、高齢者、障がい者、児童に対する統一的対応、家庭内虐待を行った者への支援、虐待への予防策を検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・ガイドライン
13	<p>共生型サービス等の展開</p> <p>概要説明: 世代を超えた分野横断的な福祉サービスを検討するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や分野を超え、まぎって暮らし、支え合えるようなサービスを検討・実施することが必要。 ・高齢、障がい、児童等対象にかかわらず、包括的・総合的に支援できる仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン ・地域福祉懇談会 ・第1次計画評価・検証
14	<p>健康寿命の促進のための連携</p> <p>概要説明: 健康について、各事業の情報共有及び連携を図り、効果的な支援を行うもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康(身体的・精神的)の支援について、各課にて様々な事業があるため、より効果や支援を発揮するための連携の場を持つ必要がある。 ・高齢者になってからではなく、若いうちから将来に備え生涯を通じた健康づくりを年齢や制度に捉われず提供することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会 ・市民意識調査 ・団体ヒアリング ・総合計画 ・サロン訪問調査 ・ガイドライン
15	<p>地域福祉における空き家等の利活用促進</p> <p>概要説明: ①地域において、空き家等の有効的な利活用について検討するもの。 ②住宅確保要配慮者に対する支援の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち主が分かっており、人が住んでいない物件(空き家)があるが、利用方法や貸し主と借り主のマッチング方法が定まっていない。 ・地域で空き家の利用を希望した場合に、どのように進めていくことが良いか具体的に進んでいない。 ・低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、一人親家庭、その他住宅の確保に配慮を要する人への支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトチーム ・市民意識調査 ・総合計画 ・ガイドライン
16	<p>地域の人財の情報の統一化</p> <p>概要説明: 地域の人財について、各課が把握している情報を整理し、有効な活用について検討するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市と地域、団体等は、様々なところで協働し、まちづくりを行っていく必要があるが、キーパーソンとなるような人材の情報を共有していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手プロジェクトチーム ・地域福祉懇談会